事 務 連 絡 令和6年12月25日

主治医意見書作成料請求機関 様

大阪府国民健康保険団体連合会

介護保険主治医意見書作成料の請求について

本会ホームページの主治医意見書作成料のページについて、記載方法やよく ある返戻事由等について掲載内容の見直しを行いましたので、下記をご確認の うえご請求いただくようよろしくお願いします。

特に、請求いただく際はクリップの使用を控えていただき、請求書と明細書をホッチキス留めのうえご請求いただくようご協力をお願いします。

記

本会ホームページ → 介護保険事業所等の皆様 → 請求・支払関係 → 主治医意見書作成料の請求について



【担当】 介護保険課 介護第2係 電話 06(6949)5246